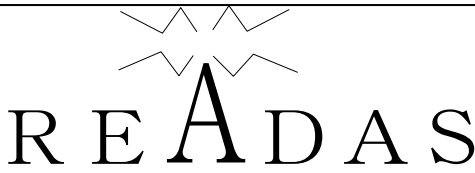


第 5025 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月15日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 未支給年金の取扱い

**Q**：国民年金や厚生年金の年金で受給者が死亡したため受取ることができなかった未支給年金を請求することができる遺族の範囲が広がったそうですが、どのようになったのですか？

**A**：生計を同じくしていた3親等以内の親族とされました。

### 【解説】

国民年金や厚生年金の年金で、受給者が死亡したことにより受取ることができなかった年金、いわゆる未支給年金を請求できる遺族の範囲が年金機能強化法の改正によって、平成26年4月1日以後分から広がっています。

具体的には、これまで未支給年金は、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹しか受取ることができなかったのですが、これが、3親等以内の親族まで広げられましたので、たとえば、甥や姪、子の配偶者などについても受取りが認められることとなりました。ただし、生計を同じくしていた場合に限られますので、注意が必要です。

ところで、未支給年金を受取った遺族の課税関係ですが、これまでは、年金の請求権等について争われた最高裁の判決を受けて、未支給年金は相続税の課税対象とならず、支給を受けた遺族の一時所得になっていましたが、この点については、今回の改正によって変わることがないとされています。

